

広島県告示第八百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第五百四十四号で認可した本郷都市計画下水道事業本郷公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

三原市

二 都市計画事業の種類及び名称

本郷都市計画下水道事業本郷公共下水道

三 事業施行期間

平成三年五月三十日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成十八年広島県告示第五百四十四号の事業地のうち、三原市本郷町南方において事業地を変更する。